

## 仙台市民生委員推薦準備会設置運営要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、仙台市における民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）の推薦に際し、真に民生委員たるにふさわしい候補者を選出するための民生委員推薦準備会について必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 本市の区の区域ごとに、民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を設置する。

### (構 成)

第3条 推薦準備会は、委員14人をもって組織する。

2 委員は、本市の区域の実情に通ずる者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が各2人を委嘱し、又は任命する。

- (1) 地区社会福祉協議会長又は区社会福祉協議会の役員
- (2) 地区民生委員児童委員協議会長
- (3) 連合町内会を代表する者
- (4) 小・中学校教育関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) 区役所保健福祉センターの職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運 営)

第4条 推薦準備会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

5 委員長は、推薦準備会を招集し、その議長となる。

6 推薦準備会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 会議は非公開とし、委員及び出席者は、議事に関し秘密を厳守しなければならない。

- 9 推薦準備会は、その意思決定に当たっては、他からの影響を与えられることなく、あくまでも自主的に運営するものとする。
- 10 議事が委員の一身上にわたるときは、当該委員は、退席するものとする。
- 11 委員が次の各号の一に該当する場合においては、任期中であっても、市長は、これを解嘱することができる。
  - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (2) 職務を怠り、又は職務に違反した場合
  - (3) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 12 民生委員候補者の選考に当たっては、別表の審査項目により判定するものとする。
- 13 会議の状況は、詳細に記録し、保存するものとする。
- 14 推薦準備会は、地区民生委員候補者選考委員会より内申された民生委員候補者について審査し、別記様式により民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に内申するものとする。
- 15 推薦準備会は、推薦会において、推薦準備会が内申した民生委員候補者について適当でないと認めたときは、他の候補者を内申しなければならない。
- 16 各推薦準備会の事務局は、各区役所保健福祉センター管理課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年7月1日から実施する。
- 2 最初の推薦準備会の招集は、推薦会委員長が行う。

附 則 （昭和55年5月23日改正）

この要綱は、昭和55年6月1日から実施する。

附 則 （昭和62年10月30日改正）

この要綱は、昭和62年11月1日から実施する。

附 則 （平成元年7月21日改正）

この要綱は、平成元年7月25日から実施する。

附 則 （平成2年9月3日改正）

- 1 この改正は、平成2年9月5日から実施する。
- 2 この改正の実施の際現に改正前の仙台市民生委員推薦準備会設置運営要綱第3条第2項第7号の資格により委員に任命された者は、この改正の実施の際に改正後の仙台市民生委員推薦準備会設置運営要綱第3条第2項第7号の資格により委員に任命されたものとみなす。

## 別 表

### 審査項目

#### 1. 全委員について

- (1) 福祉活動への理解と熱意がある
- (2) 人格識見ともに高く、生活経験が豊富で常識がある
- (3) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知り地域住民の信望がある
- (4) 生活が安定しており、健康であって、民生委員活動に必要な時間を割くことができる
- (5) 個人の人格を尊重する
- (6) 人種、信条、性別、社会的門地によって差別的な取扱いをすることなく、職務を行うことができる。
- (7) 個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる。
- (8) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心がある。
- (9) 児童の心理を理解し、親しみをもたれる

#### 2. 再任委員について

- (1) 各種報告書を提出している
- (2) 民生委員協議会及び諸会合へ積極的に出席している
- (3) 関係行政機関に必要な協力をしている
- (4) 要援護世帯等に必要な援護活動をしている
- (5) ボランティア活動振興のために活動している
- (6) 児童委員として必要な活動をしている
- (7) 地域福祉推進のために必要な活動をしている
- (8) 災害時等の要援護者援助活動をしている

#### 3. 主任児童委員について

- (1) 児童福祉活動への理解と熱意がある
- (2) 児童福祉に関する専門的な知識・経験がある

附 則 (平成3年8月30日改正)

この改正は、平成3年8月30日から実施する。

附 則 (平成5年6月7日改正)

この改正は、平成5年7月1日から実施する。

附 則 (平成8年3月29日改正)

この改正は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 (平成8年7月16日改正)

この改正は、平成8年7月16日から実施する。

附 則 (平成12年6月7日改正)

この改正は、平成12年6月7日から実施する。

附 則 (平成13年3月21日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年11月12日改正)

この改正は、平成19年12月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月5日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年11月24日改正)

この改正は、平成27年12月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月6日改正)

1 この改正は、平成31年4月1日から実施する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和2年12月16日改正)

この改正は、令和2年12月16日から実施する。